

参考資料

- 須恵町総合計画策定条例
- 総合計画審議会委員名簿・策定経過
- 第六次須恵町総合計画 諒問書・答申書

■須恵町総合計画策定条例

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画は、本町の将来像及び目標を定める指針とし、「基本構想」「実施計画」の二層構造とする。

(2) 基本構想は、長期的視点に基づき、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進めるための基本ビジョンとそれを達成するための分野別政策を明記したものとする。

(3) 実施計画は、分野別政策を実行するための具体的な事業計画とし、進捗状況の積み上げにより政策管理ができるものとする。

(総合計画の策定)

第3条 町長は、本町における総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第4条第1項に規定する須恵町総合計画審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

3 町長は、総合計画中、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、基本構想の軽微な変更については、その限りではない。

4 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(審議会)

第4条 総合計画に関する事項について審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、町長が委嘱する委員14人をもって組織する。委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 町議会議員 4人

(2) 町教育委員会の委員 1人

(3) 町農業委員会の委員 1人

(4) 町内の公共的団体の役員又は職員 2人

(5) 町の職員 2人

(6) 住民代表 2人

(7) 学識経験を有する者 2人

3 委員の任期は、第3条2項に規定する諮問にかかる事務が終了したときは、解任されるものとする。

4 審議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたるときは、その職務を代理する。

7 審議会の会議は、会長が招集するものとし、会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

8 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

9 審議会の庶務は、まちづくり課において処理する。

10 前9項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(総合計画に即した町政の運営)

第5条 町長は、総合計画に即した総合的かつ計画的な町政の運営を図らなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(須恵町総合計画審議会条例の廃止)

2 須恵町総合計画審議会条例(昭和45年須恵町条例第8号)は、廃止する。

■総合計画審議会委員名簿

役 職	構成根拠	氏 名	選出母体・役職
会 長	学識経験者	三角 良人	都市計画審議会 会長
副会長	町議会議長	松山 力弥	町議会
	町議会議員	稻永 辰己	町議会
	町議会議員	世利 孝志	町議会
	町議会議員	猪谷 繁幸	町議会
	町教育委員	秦 道隆	教育長職務代理
	町農業委員	今泉 國次	須恵町農業委員会 会長
	公的団体役員	荻 雅晴	須恵町商工会 会長
	公的団体役員	斎藤 義彦	西日本シティ銀行須恵支店長
	住民代表	中嶋 三記夫	区長会
	住民代表	山下 功	区長会
	学識経験者	田子 巧	校区コミュニティ推進会議 会長
	町 職 員	稻永 修司	副町長
	町 職 員	平山 幸治	担当課長

■総合計画審議会策定経過

日時	会議名	内容
令和元年7月5日	総合計画策定委員会	第六次須恵町総合計画 基本構想(案) 基本ビジョンについて
令和元年8月6日	次期総合計画検討会議	政策データベース作成に係る説明会
令和元年8月7日	次期総合計画検討会議	政策データベース作成に係る説明会
令和元年8月8日	次期総合計画検討会議	政策データベース作成に係る説明会
令和元年11月5日	総合計画審議会	辞令交付・正副会長選出 次期総合計画策定方針説明
令和元年11月14日	総合計画策定委員会	総合計画審議会内容報告 大綱、政策、事業内容の確認
令和元年11月14日	諮問	須恵町長より総合計画審議会へ諮問
令和元年12月19日	総合計画審議会	次期総合計画（案）について
令和2年1月22日	総合計画審議会	次期総合計画（案）について
令和2年2月3日	総合計画審議会	次期総合計画（案）について
令和2年2月4日	総合計画策定委員会	総合計画審議会内容報告
令和2年2月21日	総合計画策定委員会	次期総合計画（案）について
令和2年2月25日	答申	総合計画審議会より町長へ答申

■総合計画諮問書

1 須ま発第 011029-059 号

令和 1 年 11 月 5 日

須恵町総合計画審議会

会長 三角 良人 殿

須恵町長 平松 秀一

次期須恵町総合計画について（諮問）

須恵町総合計画策定条例（令和元年 6 月 7 日条例第 17 号）第 3 条第 2 項の規定により、下記事項について諮問いたします。

記

次期須恵町総合計画案について

■総合計画答申書

令和2年2月25日

須恵町長 平松 秀一 殿

須恵町総合計画審議会
会長 三角 良人

第六次須恵町総合計画について（答申）（案）

令和1年11月5日付1須ま発第011029-059号をもって諮問された第六次須恵町総合計画について、本審議会において慎重かつ十分な審議をした結果、概ねその内容を妥当なものと認めたので、ここに答申いたします。

なお、本総合計画の推進にあたっては、住民ニーズに即した施策の推進により、まちの将来像「水と緑と光の町 すえ」の実現に努められることを要望します。

須恵町総合計画審議会における主要意見（案）

1. 総括意見

本格的な人口減少社会を迎える中、将来にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、町民や事業者、行政など、多様な主体が一体となって、当計画に基づく諸施策を的確に推進することが大切であり、次に掲げる意見に十分留意されたい。

また、活力と魅力あふれる須恵町を創造していくためには、既存の手法に捉われることなく、町民ニーズを的確に把握した質の高い行政サービスの提供に努められたい。

なお、「まちづくりの指標」として設定した各施策におけるKPI(重要業績指標)の分析・検証はもとより、当計画に基づく事務事業評価や各個別計画の進捗管理を確実に行うことにより、効果的・効率的に施策を展開し、町民満足度の向上を図られたい。

2. 分野別意見

【人口減少社会への対応】

- ・少子高齢化社会の課題である買物難民に対する対策は、小売店舗等の誘致により改善されているが、食事処まではできていない。高齢化における食の提供場所についても考慮されたい。
- ・現状、他市町より土地が安価であるため人口は増えているが、実行力があるような長期計画がなければ、いずれ人口は減少するであろう。よって、生活するにあたり、魅力ある、永住したいと思えるような町にするため、長期的な計画を立案していただきたい。

【農業】

- ・耕作放棄地が増加している中、新規就農者が誕生していることを鑑み、若者の農業参画機会の促進や多様な担い手の育成等、町として支援強化を図っていただきたい。

【産業】

- ・産業振興のため、先を見据えた新しい事業展開が必要である。よって、行政は各課一体となり取り組んでいただきたい。

【観光】

- ・観光となりえる資源が少ない本町においては、皿山公園や岳城山などの緑地や水資源を活かす工夫が必要である。そのために、民間等の知恵を活用するなど、視点を変えた取組を検討していただきたい。

【子育て支援】

- ・須恵町で子育てをしたいと思われるよう、子育て環境の充実、とりわけ待機児童の解消に向けて、施設整備だけでなく、保育士等の人材の育成・確保に努められたい。

【医療・福祉】

- ・自主防災組織の活動など、各行政区が行う事業も地域連携の柱であることから、行政と地域が協働する事業の推進に努められたい。

【都市・生活環境】

- ・町内交通量の増加が顕著な現状を鑑み、九州自動車道カルバートの拡張等の検証や住宅密集地における狭い道路の解消など、生活環境の改善に努められたい。
- ・民間の住宅開発については、都市計画法に基づく用途地域の見直し等を慎重に検討するなど、良好な住宅地の形成を目指すとともに、持続可能な地域づくりに努められたい。
- ・空き家等の適正な管理を促進するとともに、地域住民による幅広い参画を得ながら、有効な活用策について検討されたい。
- ・下水道普及事業について、当初の完了時期から大きく遅延している。財政的な課題があるものの、早期完了を望む地域要望もあることから、早期完成に努められたい。
- ・人口減少・超高齢社会が進行する中、生活の基盤である公共交通網の充実に努められたい。